

## 港区里親支援センター設置運営事業候補者選考基準

## 1 基本的事項

港区里親支援センター設置運営事業候補者は、里親養育包括支援業務等の豊富な実績とノウハウがあるとともに、求められる業務を確実に履行できる適切な体制を確保し、意欲的に取り組む姿勢を有する事業者であることとします。

## 2 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、港区里親支援センター設置運営事業候補者選考委員会を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。なお、当該事業者が辞退や参加資格要件を欠くなどした場合は、次点の事業者を事業候補者として選考します。

## (1) 第一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、書類審査を実施します。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。第二次審査に進む第一次審査合格者を3者程度決定します。

第一次審査結果は、令和7年5月28日（水）までに、提案書を提出した全ての事業者に文書で通知します。

## (2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査で選考された事業者に対し、第一次審査用企画提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。所要時間は、30分程度です（説明15分、質疑15分程度）。

プレゼンテーションは、企画提案書など提出書類に基づき行います。新規資料やプロジェクトナーを使用することはできません。なお、第二次審査の際は、応募申込書で記載された担当者のか、業務責任者（複数人いる場合はうち1名）も同席してください。その他、第二次審査に係る詳細な事項は、第一次審査通過事業者に別途通知します。

## ア 実施日（予定）

令和7年6月5日（木）

## イ 実施場所

港区児童相談所（港区子ども家庭総合支援センター内）

## ウ 結果通知（予定）

令和7年6月12日（木）までに、第二次審査参加者全員に、文書で通知します。

## エ 審査結果の公表

第一次審査及び二次審査の結果については、里親支援センター設置後、港区ホームページで公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。

### 3 評価項目及び主な評価点

#### (1) 第一次審査

評価項目	様式	主な評価点
事業者等の実績	様式 4、5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親支援の実績を有しているか。</li> <li>・里親支援に必要な経験やノウハウ、能力を有しているか。</li> </ul>
基本方針・人員配置・事業計画等の実効性	様式 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親支援センターの設置運営について、国や区における里親制度の現状をどのように捉え、その課題を踏まえた、適切な考え方となっているか。</li> <li>・個人情報保護や危機管理の体制について、適切な考え方が示されているか。</li> <li>・事業を運営するに当たって、人員体制、人材育成の具体的な取組が示されているか（夜間休日等における対応や相談体制含む。）。</li> <li>・児童相談所、学校、その他関係機関との連携や協働体制が明確に示されているか。</li> <li>・求められる業務を確実に履行できる事業計画が示されているか。</li> </ul>
業務運営内容	様式 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民の里親制度等への理解を深め、区の地域特性を踏まえた里親の効果的なリクルートから登録までを行う取組の提案がされているか。</li> </ul>
	様式 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修を受講しやすい環境整備への工夫がされているか。</li> <li>・里親の強みや課題、子どもの様々な特性等を把握し、マッチングや養育等に活かすことが期待できる、里親研修やトレーニングの提案がされているか。</li> </ul>
	様式 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託推進について、里親と子どもの円滑な交流に向けた準備や関係機関との連携、また未委託家庭への委託促進に向けた効果的な取組が提案されているか。</li> </ul>
	様式 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親家庭（実子も含む）が抱える課題を想定し、実親との交流など、ニーズに沿った里親家庭への十分な支援策が提案されているか（実親と交流がある児童を受託する里親への支援策を含む。）</li> </ul>
	様式 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託児童の自立に向け、委託中から自立のために必要な知識や技術等を習得させることができる提案がされているか。</li> </ul>

#### (2) 第二次審査

評価項目	主な評価点
事業等の理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的養育や里親制度の現状、里親支援を実施する目的、利用者ニーズや課題を理解した内容となっているか。</li> </ul>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案や説明内容は区の求める事業効果が十分に期待でき、高い水準で目的を達成できると感じられるか。</li> </ul>
運営の安定性、継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親支援を安定的に継続して運営できるものとなっているか。</li> </ul>

提案の実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親支援の目的を達成することが実現可能なものか。</li> <li>・里親支援に必要な経験を十分有し、経験を生かした事業遂行が期待できるか。</li> </ul>
取組意欲・コミュニケーション能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親支援センターの運営に対する意欲が強く感じられるか。</li> <li>・理解力や協調性が感じられるか。</li> </ul>

※第一次審査、第二次審査とも、それぞれの満点の60%を基準点（最低ライン）に設定しています。

※第一次審査と第二次審査の配点比率は、おおよそ2:1です。

#### 4 地域貢献活動項目の評価と提出書類について

##### (1) 区内事業者優遇

区内事業者が参加したとき、一次審査において、加点することにより評価を優遇します。

###### 【区内事業者として扱う事業者】

- ・登記簿上、区内に本店を置き、営業する事業者（「港区の競争入札参加資格登録」を参加資格要件としない場合、入札参加資格登録の有無は問わずに区内事業者として扱うことが可能。）
- ・港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）に該当し、区の認定を受けている区内事業者（登記簿上の本店所在地は区外に置いているが、事実上の本店所在地を区内に置き営業を行う事業者、または、区内に契約権限を有する代理人を設置し、支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者）

###### 【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内外に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む。）

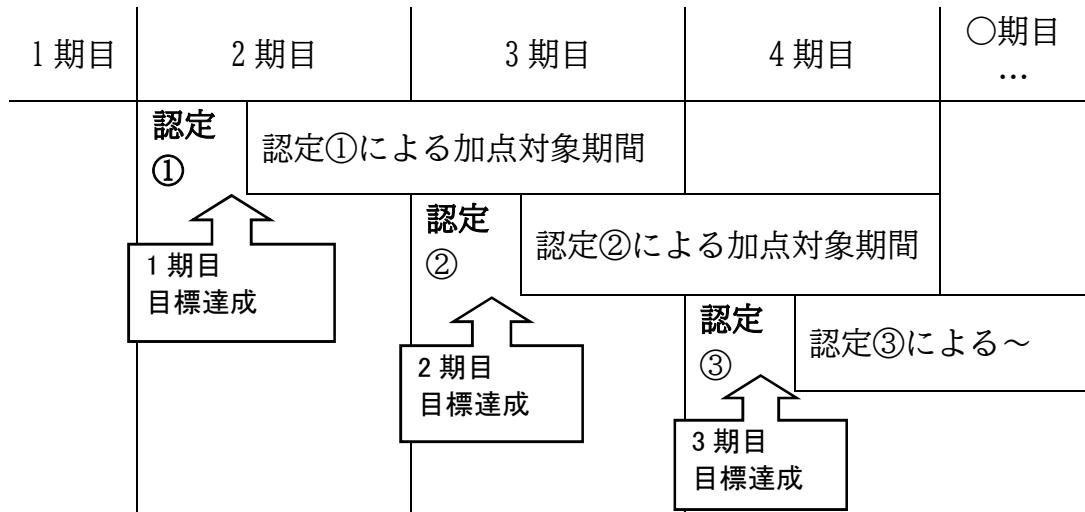
##### (2) ワーク・ライフ・バランス推進の評価

港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。複数の認定を受けている場合には、いずれかについて評価対象とします。なお、小数点以下は切上げとします。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都(産業労働局)が認定する「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国(厚生労働省)が認定する「子育てサポート企業」として認定(トライくるみん認定・くるみん認定)を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること。(下記図参照)	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間(年数)を確認できる書類写し等
国(厚生労働省)が認定する「子育てサポート企業」として特例認定(プラチナくるみん認定)を受けている場合	認定通知等の写し
国(厚生労働省)が認定する「女性活躍推進企業」として認定(えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定)を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、認定日における行動計画期間内であり、適切に情報公表を行っていること。	認定通知書等の写し及びプロポーザル参加申請日現在の一般事業主行動計画の期間(年数)を確認できる認定申請書類写し等
国(厚生労働省)が「女性活躍推進企業」として評価する「えるぼし認定(または、プラチナえるぼし認定)」を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、認定日における行動計画期間内であり、適切に情報公表を行っていること。	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の一般事業主行動計画の期間(年数)を確認できるえるぼし認定申請書類写し等

図 一般事業主行動計画期間とトライくるみん認定・くるみん認定に基づく加点対象期間



### (3) 障害者雇用の評価

港区では、障害者の雇用を促進するため、「障害者雇用の評価」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

#### ○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある場合	障害者雇用状況報告書の写し

### (4) 環境配慮に対する評価

港区では、事業運営における環境配慮を促進するため、「環境配慮に対する評価」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

ISO(国際標準化機構)14000 シリーズの 14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ(ステージ 2 以上の認証に限る。)、特定非営利活動法人環境機構認証の KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ 2 以上の認証に限る。) 又は港区が認定する MINATO 再エネ 100 電力利用事業者の認定のうち、いずれかの認証又は認定を取得し、現在も登録をしている場合は、認定書等の写しをご提出ください。複数について認証又は認定を受けている場合、いずれかについて評価対象とします。

### (5) 災害協定活動に対する評価

港区では、災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

区と締結している協定書の写しをご提出ください。

## 5 募集方法および審査方法

### (1) 公募型プロポーザル方式により審査を行います。

- (2) 令和7年4月1日（火）に、港区公式ホームページに公募記事を掲載します。
- (3) 令和7年4月30日（水）午後5時をプロポーザル応募申込書・企画提案書等の提出期限とします。締め切り後、参加表明事業者から提出された企画提案書等について審査を行い、事業候補者を決定します。
- (4) 審査は、第一次審査、第二次審査を行います。第一次審査では、提出された企画提案書等に基づき、上記3（1）記載の評価項目等について評価をします。  
なお、応募事業者が多数のときは、第一次審査で合計点数の高い3者程度を選考します。第二次審査では、事業者によるプレゼンテーションを行い、企画・提案の詳細についての説明を受けた後、本業務目的の理解度・実現性・意欲等について総合的に評価を行い、1者を選考します。

## 6 審査結果の公表等

- (1) 選考終了まで、選考委員名は公表しません。
- (2) 審査結果は全参加事業者に文書で通知します。
- (3) 第一次審査及び第二次審査の結果については、里親支援センター設置後、令和7年10月1日（水）以降に、港区公式ホームページに公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。